

日時・場所	令和5年4月17日(月)9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、布施政策調整部長、川尻総務部長、長尾市民部長、武内市民部政策監、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、岡崎都市建設部長、西村環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

<市長挨拶>

- 週末、学区の体育振興会総会に出席した。コロナ禍で3年間学区の運動会等主だった行事が開催できておらず、行事、イベント開催に対する住民の意識、感覚も変化しているという話があった。今後、各所管において市民参加の行事等計画される際は、コロナ禍前に戻すというよりは、新しいあり方を工夫して考えていただきたい。

2. 議題

【報告事項】

①令和4年度野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の結果報告について

令和5年3月14日(火)に開催した野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の結果について報告する。

→検討されるエリアはどこか。

→平成27年3月に策定された野洲駅南口周辺整備構想に掲載している南口周辺全体である。

②令和4年度における行財政改革の進捗報告について

令和4年度における行財政改革の進捗について報告する。

→決算を終えていないこの時期に令和4年度の進捗、実績を報告する理由は。

→「行財政改革推進プラン」の重点的取組事項ということで、年度が終了し次の取組もすでに進めていることから、今般、全員協議会で報告させていただくこととした。

決算ベースも検討したが、対外的に出している予算ベースで大きく変動することはないという仮定のもと、予算ベースで比較させていただき、行革効果額を出した。

→例えば「時間外勤務手当の圧縮」の取組実績で、「R4実績見込み(予算ベース):△23%」とあるが、予算ベースとは当初予算か。最終予算か。

→最終予算ベースである。

→各取組項目についての実績が報告されているが、最後に総評等を記載してはどうか。

→全員協議会での報告の際は、口頭で伝えさせていただく。

③令和5年第3回野洲市議会臨時会提出議案について

令和5年第3回野洲市議会臨時会に専決処分4件、補正予算1件を提出する。

→「野洲市印鑑条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例」について、内部的な事務手続きは完了しているが、未だ国から政令改正の通知がない状態である。議案提出の期日に間に合えば追加で提出し、間に合わない場合は臨時議会後に専決対応とさせていただく。

④野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布されたことにより所要の改正を行う。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、令和2年度、令和3年度、令和4年度に引き続き、令和4年度に加入が必要であったが加入手続を行わず、令和5年度中に令和4年度から遡って加入した者については、令和4年度に係る分のみを減免の対象とするための所要の改正を行う。

⑤野洲市税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことにより、当該条例の所要の改正をする。

⑥野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことにより、当該条例の所要の改正をする。

⑦令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、1世帯当たり3万円を支給する。

対象は、基準日とする令和5年6月1日に本市に住民基本台帳の登録がある住民税非課税世帯とする。

対象世帯に順次確認書を送付し、申請不要の「プッシュ型」で支給する。

⑧令和4年度野洲市三方よし人材バンク等の実績について

野洲市三方よし人材バンクの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの実績を報告する。

⑨低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

⑩野洲市庁内型・公開型GIS導入について

現在運用している「野洲市都市計画情報システム」に代わり、庁内における地図データの共通基盤となる庁内型GISの導入と、市民・事業者向けの情報取得環境の整備として、ホームページでの公開型GISの導入を進めていく。

⑪特定空家の略式代執行による除却について

土地所有者の許可なく建築され、長期間使用されていない市内の空き家1件について、著しく保安上危険な状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の特定空家等に該当することから、今後必要な措置をとるように官報及び野洲市掲示板により公告し、措置の期限までに必要な措置が履行されなかった場合、法第14条第10項の規定に基づくいわゆる「略式代執行」により特定空家等の除却を実施する。

→管理責任として、一部でも土地所有者に解体費を求めることはできないのか。

→土地の境界が不明確であり、当該地の土地所有者が判然としないことから、土地所有者の負担は求めない予定である。

⑫中主小学校及び北野小学校における大規模改修事業の進捗状況について

中主小学校及び北野小学校における大規模改修事業の進捗について報告する。

→現在、一部を駐車場として北野小学校に貸しているコミセンきたのグラウンドについて、令和6年度にコミセンきたのも大規模改修を予定しており、工事車両等も出入りするので、現場で調整願う。

→承知した。

⑬全員協議会への提出事項について

令和5年4月20日（木）開催の全員協議会に、報告事項7件、連絡事項6件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

4月24日（月）9時00分～ 庁議室

4. 閉会
